

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
第14条の規定により設置する審査会要綱

平成30年12月21日
30総人権企第409号

改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第17条の規定により、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第14条の規定により設置する審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、公開する。ただし、審査会において非公開とすることが適当であると認めるときは、この限りでない。

3 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、会長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した審査会を開催することができる。

(議事録)

第4条 審査会を開いたときは、議事録を作成しなければならない。

2 審査会の議事録は、これを公表する。ただし、非公開で行われた審査会は、その議事の概要を公表する。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、総務局において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月21日から施行する。

附 則（令和3年3総人権企第28号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。